

立命館大学法学部ニューズレター

第33号



Newsletter

The Faculty of Law Ritsumeikan University

目次

乾昭三先生を偲ぶ		大河 純夫	2
研究活動報告			
2003年香港調査報告 -人・物・金・情報そして犯罪のごった煮-		上田 寛	4
自著紹介			
「国民革命」という幻想 - フランスのナショナル・アイデンティティについて -		川上 勉	8
Sabbatical Report			
アイオワ大学での研究 - 在外研究を終えて -		宮井 雅明	10
戦時体制下のワシントン		大久保史郎	12
新任のご挨拶			
大垣 尚司	19	品谷 篤哉	20
高橋 直人	24	須藤 陽子	21
		山田 泰弘	26
		西村 めぐみ	23

乾昭三先生を偲ぶ

大河 純夫

乾昭三先生が逝去されてはや四ヶ月を迎えようとしている。先生が入院されてお見舞いにかがったが、残念なことに対話がままならなかったことを思い出す。一年余の闘病生活をどのような心境で送られたのか、心がいたむ。

先生は余り感情を表に出されなかった。若き日、ジャンパー姿で組合の青年将校として活躍されたとのことであるが、はじめてお目にかかったころの私には想像だにできなかった。私との会話でも、柔らかな言葉づかいではあったが、評価は厳しかったように思う。研究会での報告に対して「そういう見方もあるのですね」と発言されたので、独自性を認めていただけたのだと悦に入ったことがあった。しかし、どうもそれは否定的評価のようであった。70年代後半のインフレ期に、「君の増額評価請求権の研究に現時的意義があったのかかもしれない」といわれて喜んだが、これも否定的評価が先行していたのではないかと思うに至り、愕然としたことがある。しかし、先生は、勝手気ままな私の



ありし日の乾昭三先生

スタイルと行動に何も言われなかった。ひょっとしたらあきらめておられたのかも知れないが、ありがたいことであった。

「プロイセン一般国法における監護教育権」にはじまり国家賠償法にいたる先生の研究内



1972(昭和47)年法学部教員懇親会にて



1984(昭和59)年法学部教職員懇親会にて

容に立ち入る能力はない。その一連の判例研究に立ち入ることもできない。戦後の判例研究論争を目的にしていた先生が、唄先生ほどには徹底した作業に行き着かなかったのは、恐らく末川博先生がいう学者が行う判例研究の限界を意識していたことによるものと思われる。それにしても、現在も続いている民事法研究会（末川民事法研究会）による「民事判例研究」の当初の執筆方針を作成されたのは乾先生であったが、現在読み返してみても先生らしい工夫をちりばめたものであった。

先生はその豊かな構想力を発揮された。それは、先生が編集に参加された作品の随所に窺うことができる。その最大のものは、新民法講義（有斐閣 1982～1994年）であろう。先生は、パンデクテン法学が、19世紀ドイツ普通法学の成果の結晶であり、抽象的なものから具体的なものへと展開していくみごとな論理的体系性を有していることを正当に評価しておられた。しかし、同時に次のように述べておられる。

「しかし初めて民法を学習する学生にとって、民法総則から始めることは果たして適切であろうか。民法総則のもつ抽

象性はきわめてなじみにくく、理解しがたいというのが率直な印象ではあるまいか。わけても法律行為を論じる場合にその感じがつよい。いったい売買や賃貸借を離れて、さらに契約を後にまわして、法律行為や意思表示一般を議論しても初学者をいたずらに困惑させるばかりではないか。民法が生活から遊離しているとの思いを深くするだけではないか。」
（新民法講義3 不動産法「はしがき」）

ヘックのことはを想起させる「生活からの遊離」という問題意識に支えられて、契約法・不法行為法・不動産法・金融取引法・家族法の5巻本が編集された。現在では、立命館大学法学部の民法の講義は、金融取引法・不動産法は担保法（物的担保・人的担保）・債権法（総則）・物権法（総論）に再編され、契約法（契約各論）が追加されているが、その基本に変化はない。いま、ロー・スクールの民法講義の体系と内容が検討されている。困難ではあるが、乾先生が推進者であった民法教育改革の精神とその遺産を受け継ぎ、内容を深めもう一段水準を高めるのが、私どもが担う課題だと思う。

（おおかわ・すみお 民法）

2003年香港調査報告

一人・金・物・情報そして犯罪のこった煮ー

上田 寛

本年（2003年）3月7日から11日まで、学年末の繁忙期を縫うような強行日程で、法学部教員7名で香港への調査旅行を試みた。これは2003年度から5カ年の予定で開始した科学研究費による「グローバル化時代における国際犯罪と人間の安全保障に関する総合研究」の一環として実施したものである。

この総合研究では、国際犯罪と人間の安全保障に関わる多くの研究課題への取り組みが予定されているが、その中でも、国際経済犯罪に関連した、多国籍企業の登場や企業活動のボーダレス化に伴う経済犯罪の国際化などの国際経済犯罪の実態分析を重要な課題と予定している。これらは従来、必ずしも犯罪視されず、したがって研究の対象とはなっていない領域に関わっている。しかし、一国内でのそれと同様、有害な商品を扱ったり公正な取引を阻害することによって不正な利益を上げる行為は国際的なレベルにおいても犯罪であり、実務の上では既に、独禁法や証取法などの経済法令の域外適用が問題とな



警察クラブでの会食

り、管轄権をめぐる議論と各国の法運用機関の間での調査（捜査）・執行面での国際協力の模索はますます拡大しつつある。さらに国際課税の諸問題がある。そしてそれらと、近年この分野で生じている「経済犯罪の粗野化」現象 あらゆる種類の経済マフィアの暗躍、密輸出入の増加、海賊被害の深刻化などとの協奏関係を、正確に分析することが、今まさに求められているのである。 上



旺角の街角



独立汚職取締り委員会前にて

記のような課題について、アメリカをはじめとする国々での多くの研究を参照し、またあらゆる文献資料を収集する努力を続ける一方、本研究においては、可能な限り現地調査を行い、また国際的な研究ネットワークを確立して、具体的な研究に取り組むことを予定している。そのような調査研究の第一歩として、今回の香港調査は実施されたのである。 今回の調査研究の直接の課題は大きく分けると2つであった。まず、香港における組織犯罪の実態とその対策について。ここには、香港におけるcorruptionの問題も含まれる。そして第二に、いわゆる"tax haven"としての香港にかかわる諸問題（国際的な租税回避、マネーロンダリングなど）である。 このような課題に対応して、今回の調査は、刑事法のみならず、商法、税法、国際私法、法哲学といった多様な専門を持つ法学部教員によって構成された研究グループによって実施された。また、香港での警察官の職歴を持つ留学生院生S氏（岡山大学大学院法学研究科）の随行をえたことも、大きな成果につながった。

組織犯罪と警察

その歴史的な背景から、香港においては多様な犯罪集団が組織され、社会生活上無視できない存在となっていると語られ、それに関する多くの記述がなされているが、その実態はどのようなものか。今回の調査では、香港警察関係者へのインタビュー、前記のS氏の臨地講義とその案内による"暗黒街"探訪、「独立汚職取締り委員会（ICAC）」訪問などが行われたが、何よりも、現地に立ち、街を

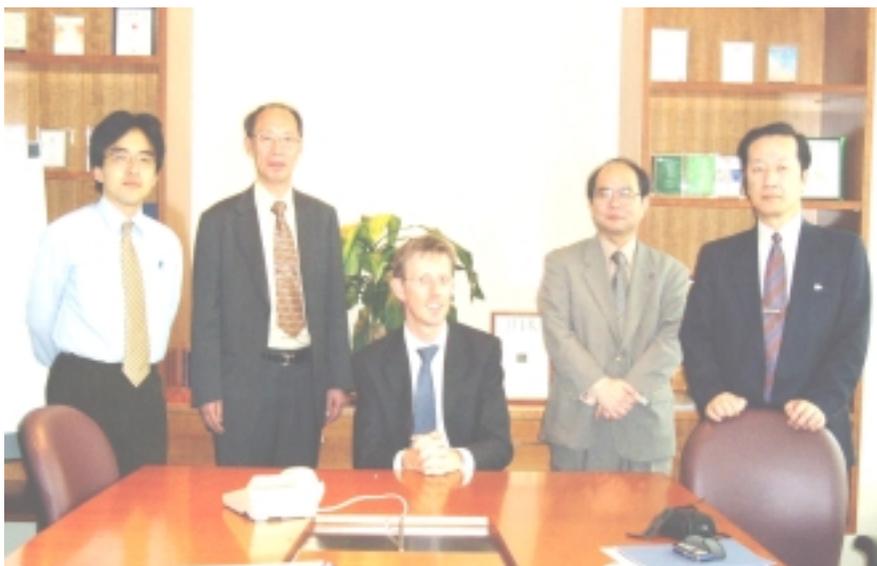


汚職密告奨励ポスター

見てその雰囲気を実感できたことが、大きな収穫であったというべきであろう。香港の代表的な犯罪組織である三合会は中国の伝統的の秘密結社を源流とする香港の犯罪組織であるが、それに比べ近代的な犯罪組織である「14K」、そしてとくに中国返還（93年）後に急増した新移民を主体とする犯罪組織の三者が拮抗しつつ、麻薬、銃、偽造・模造品の取引、組織売春、「難民」ビジネス、マネーロンダリングといった犯罪を繰り広げ、日本や台湾、北米への進出もめざましい。これに対抗する警察力も肥大しており、約600万人の香港の人口に対して警察官の数は約3万人、それだけでも日本の3倍近い人口比であるが、上記のICACなどの独立警察機関も加えると、これは一種の「警察国家」である。警察組織の多民族的な構成、待遇と社会的地位、中国政府による老獪な人事政策、警察官の武器使用等々、それぞれに興味のある多くの情報を得た。特徴的なICACの機構と活動の実態については、提供された資料の分析を併せて、別途紹介したい。

ケイマン・香港・Tax Haven

国際組織犯罪を対象として検討を進める上で重要な問題の一つは、国際間の資金移動のメカニズムの理解である。犯罪収益の隠匿、マネーロンダリング、違法送金・地下銀行、租税回避、といった行為が国際組織犯罪との関わりで語られるとき、Cayman島や香港といった地域名が引合いに出されることが多いが、この問題の実態を解明する最初の手がかりとして、今回の調査ではM***** & C*****という、Cayman島のLaw-Farmの香港事務所を訪問し、W*****弁護士から懇切かつ具体的な説明を聞くことができた。Cayman島や香港などが国際組織犯罪の経済面と関わるのは、それらの地が秘密銀行を提供しているかの素朴な解説とは裏腹に、むしろ合法的なSPC（特定目的会社）の設立と活動の自由さに起因していることが明らかとなっている。会社の設立がきわめて簡単かつ短期にでき、法人税や事業所得税が極端に低い税率で課せられる（あるいは無税）ということが、これら地域



M & C 法律事務所にて



ホテルの窓からビクトリア公園をのぞむ

に無数のSPCその他の企業法人を集め、それらの活発な取引の中に事実上のマネーロンダリングが紛れ込んでいるということなのである。いわゆるTax Havenの実態についての解説者として、日本滞在の経験もあり、現在はCayman島の弁護士資格で香港の事務所で仕事をしているW*****弁護士以上の適任者はいないだろう。Cayman島の利用の仕組み、香港の実情など、多くの有益な情報を得た上に、今後のわれわれとのコンタクトについても快諾してくれ、この出会いは大きな収穫だった。

集積・混乱・エネルギー

H教授が新婚旅行中に立ち寄ったことがあるという他は、全員が香港は初めてで、多くの印象的なものに出会った調査旅行だった。圧倒的な雑踏とスピード、地下鉄の中でも街角でも携帯電話のイヤホンを離さない人々。立ち並ぶ高層の建物の間の幹線道路と小公園、ヨットハーバー。見上げるような高級アパートの外壁も巨大なビルディングの内装も

驚くばかりに豪華にできている。だが、目を転じれば、細い横道には覆いかぶさるように汚れたアパートがひしめき、水溜りの目立つ通路の上に、乱雑な看板（日本のサラ金会社の進出も）や洗濯物が張り出している。この、何とも了解不能な凄まじいばかりの落差。日曜日、ホテル向かいのVictoria公園や市中の至るところに、おそらくは工場労働者やお手伝いさんとして香港に出稼ぎに来ているのであろう東南アジア各国の出身者が集まり、情報交換とおしゃべりに興じている。人も金も、そして情報も、ここ香港に押し寄せてきている、ということである。つまりは仕事も生活も、経済活動も犯罪も、もうとっくに国境を越えて日常的に行われていることなのであり、われわれの意識と研究活動だけが、まだ変わり果せていないのかも知れない。

(うえだ・かん 犯罪学/刑法)

自著紹介

「国民革命」という幻想

フランスのナショナル・アイデンティティについて

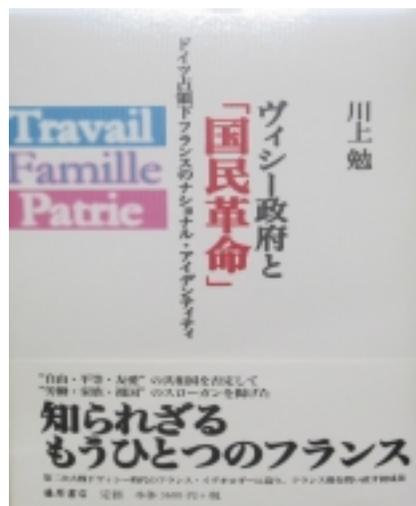
川上 勉

たかだか本文300頁足らずの一冊の本のなかにも最終的に陽の目を見ることのなかったさまざまな意図が浮遊していることは、とりわけ一つのテーマに沿って一気に書き上げる芸当の出来ない者にとって、よくあることだろう。逆に、途中で急激に膨らんでくるテーマというものもある。それはやはり一つのドラマとしか言いようのないものだろう。

一昨年12月に上梓した『ヴィシー政府と「国民革命」』の出発点は、アンリ・マシス論にある。それは一種のフランス知識人論となるはずのものであった。アンテレクチュエル（知識人）とはもともと19世紀末に起こったドレフュス事件と、それにアンガジェしたエミール・ゾラに始まると言われているが、ゾラはペンの力によって当時のフランス政府を批判し、軍部の巨大な勢力に立ち向かったのであり、したがって、アンテレクチュエルとはひたすら言論によって既成の秩序や体制を告発する存在を意味する。

ところが、アンリ・マシスはヴィシー政府とペタン元帥をイデオロギーの側面から積極的に援護したのであって、彼の立場はこれまでの知識人論からすればまったく逆転したものと云わざるをえない。それをしもあえてアンテレクチュエルと強弁するつもりはなかったのだが、しかし、自らの専門領域を超えて政治や時代ヘコミットすることもやはり一つの知識人の有り様として論じることは可能だと考えられたのだった。

アンリ・マシスが最も積極的に時代に関わり政治に関わったのは、ドイツ軍占領下のヴィシー政府に対してであったが、それはいかなる時代であり、いかなる政府として位置づけることができるのだろうか。そうした問題関心の移行のなかで、どうしても気になり無視しえないことばに出くわすことになった。「国民革命」ということばである。もち



『ヴィシー政府と「国民革命」
- ドイツ占領下フランスのナショナル・アイデンティティ -』 藤原書店 定価 3600円 + 税

ろんアンリ・マシスがこのことばを作り出したわけではない。彼はむしろ「国民革命」の理念に共鳴し、その推進者の役をかってたのである。

「国民革命」へのこだわり

こうして、アンリ・マシスを対象とした知識人論は中心軸が移動して「国民革命」の問題へと接近することになった。「国民革命」とはドイツ軍の占領下にあつてヴィシー政府が打ち出した国民結集のための政治的、イデオロギー的、心性的なスローガンであった。この時代に「国民革命」を提唱することは、あまりにも無惨にナチス軍によって敗北を喫し蹂躪されたフランスの再建を呼びかけることを意味したのであるが、それは政治的、軍事的、経済的な再建であつたばかりか、精神的、道徳的なフランスの再建をも意味したのである。

ペタン元帥を国家元首としたヴィシー政府のおよそ4年間をフランス近代史のなかでどのように理解し位置づけるかという課題についてはさまざまな接近方法があるだろう。しかし、その政治的、歴史的、イデオロギー的性格を論じるためには、この政府が掲げた「国民革命」というスローガンを綿密に検討することが最も有効な方法であると思われたのだった。正直言って、当初はなぜこの時期に「国民革命」という表現がフランス国民結集のスローガンとしてかくも声高に叫ばれたのか、その事情が理解できなかった。しかし、この「国民革命」という用語が持つどこか古典的かつ近代的な不思議な響きには人々の関心を惹きつけて離さないものがあるはずだ。

一つの時代を切り取りながら、そのなかでフランスという国の全体像に迫ろうとする場合、その時代の前・後と本質的に関連する特徴的な事実を把握し明らかにすることがどうしても必要となる。この10年近くものあいだ、自分の書くものが「国民革命」をめぐるぐる回っていることに我ながらいささかあきれないでもなかったが、この本の刊行によってその呪縛からようやく解放されたような気がしている。

ところが、サブタイトルとして「ドイツ占領下フランスのナショナル・アイデンティティ」を選んでしまった。しかしナショナル・アイデンティティというテーマは当初から明確に意識していたものではなかった。

「リオム裁判」のこと

ヴィシー政府が大々的に取り組んだ裁判の一つに「リオム裁判」といわれるものがある。リオムRiomという町で開かれたので通常こう呼ばれているものだが、この裁判はドイツとの戦争で敗北を喫した責任をフランス第三共和制とその政治的指導者たちに帰せようとする企図のもとに実施に移された。おそらくヴィシー政府の真の狙いはこの裁判を通して自らの正統性を喧伝し、国民の再結集と精神的統一をはかる機会とすることにあつたと

思われる。こうした性質の裁判であるがゆえに、その準備には膨大な量の人的、物理的なエネルギーを必要としたのであるが、しかし、とても狙い通りに決着が付くとは思われない。

その裁判の過程を追っていくうちに、これは裁判という体裁を借りたナショナル・アイデンティティ追求の試み、しかも達成しうる見通しのない無駄な試みなのだということが強く感じられてきた。「リオム裁判」をそのようなものとして理解すると、「国民革命」というスローガン自体がまさにナショナル・アイデンティティの実現を目指す巨大な運動であったということがあらためて意識されてくる。しかもそれは実現し得ぬナショナル・アイデンティティの幻想であったのだ。「リオム裁判」で驚かされるのは、ヴィシー政府が裁判にかけてまで第三共和制という政治体制を告発し断罪しようとしたことである。実際にはヴィシー政府は成立の直後からその準備を開始し、1年半以上もの時間をかけながら、開廷後わずか2ヶ月足らずで裁判を中止せざるをえなかったという惨めな結果しか得ることができなかった。しかし、国民の選挙によって成立した政府や体制を裁判によって否定しようという、最初から無謀な試みをなぜあえて実行に移したのか。おそらく、ヴィシー政府は、形式的にも実質的にも第三共和制を葬り去ることによって自らのアイデンティティを証明したいという欲求にとりつかれたのであり、それが自らの正統性の証しだと考えたのである。まさに実現しえぬ幻想であった。

ナショナル・アイデンティティというテーマは、「国民革命」をあれこれひねくり回しているうちに後から追いかけてきたものだった。『ヴィシー政府と「国民革命」』を、もし準備の段階からフランスにおけるナショナル・アイデンティティ追求の実験という視点で開始していれば、もっと違ったもっと一貫したエクリチュールとなっていたかもしれない、と思われなくてもいい。

(かわかみ・つとむ フランス文学)

アイオワ大学での研究

在外研究を終えて

宮井 雅明

1、在外研究の概要

在外研究中は、アイオワ大学 (The University of Iowa) の客員研究員 (independent scholar) として研究活動を行った。具体的には、アイオワ大学のロー・スクール (college of law) において、図書館内に専用のキャレルを割り当ててもらい、図書館内の諸種の資料 (貴重書籍を除きすべて開架されている) を自由に閲覧・謄写しうる環境を与えられた。また、ロー・スクールの開講科目の聴講や、ロー・スクールのスタッフが開催する昼食講演会への参加、スタッフとの日常的な意見交換の機会を与えられた。

米国に到着したのは秋セメスターの途中であったが、到着後すぐに、私の研究テーマに関わる反トラスト法の授業を聴講し始めた。その後しばらくは、授業の予習と復習を行う形で、まずは、米国ロー・スクールの授業スタイルに慣れることと、専門の反トラスト法に関する基本的知識の習得に努めた。秋セメスター終了直後に、受け入れ責任者となっていた Herbert Hovenkamp 教授と改めて面談し、今後の研究テーマについて相談した。その際、具体的には、競争者間共同活動、とりわけジョイント・ベンチャーの反トラスト法上の問題点を研究テーマとして選択することを告げ、Hovenkamp 教授から具体的なアドバイスと、テーマに関係する著書の贈呈を受けた。

その後、冬休み、冬季セッションの間は、ロー・スクールの図書館でテーマに関連する論文や判決を網羅的に読みこなすことに努めた。そして、春セメスターの開講後は、適宜アドバイスを受けながら、研究成果をまとめる作業にはいった。やや残念であったのは、春セメスターでは Hovenkamp 教授の専門に関する授業が開講されなかったため、秋セメスターで聞けなかったテーマについては講義を

聴けなかったことである。しかし、日本では入手しがたい判決集を容易に参照できる環境を与えられたこと、反トラスト法研究の第一人者の発想を、具体的なテーマに則して直接学びえたことは貴重であった。

2、研究の内容

在外研究中に取り組んだテーマは、大別して2つある。ひとつは、ジョイント・ベンチャーに対する反トラスト法適用のあり方、もうひとつは、1982年合併ガイドライン以降の水平的合併規制の実務動向である。

ジョイント・ベンチャーについては、我国でも、共同研究開発や電子商取引のための共同事業など、従来型のカルテルとは異なる競争者間共同活動が注目され始めており、かような競争者間共同活動に対する独禁法適用のあり方を解明することは、我国でも喫緊の課題となっている。他方、水平的合併については、1982年に米国連邦司法省反トラスト局が合併ガイドラインを公表して以降合併規制の理論と実務は一変したといわれながら、審決・判決例に則して、従来から何が変わったかを具体的に実証する研究は我国には少なかった。以下、テーマ毎に研究成果の概要を述べる。

第1に、ジョイント・ベンチャーに対する反トラスト法適用のあり方についてである。ジョイント・ベンチャーは、複数の事業者による事業活動の部分的統合である。その具体的な形態としては、共同研究開発、共同生産、共同購入、共同販売から、商品・役務の提供に不可欠な施設や役務を共同で提供する「ネットワーク型ジョイント・ベンチャー」や、その一種ともいえる基準・標準の設定にいたるまで、様々なものが挙げられる。反トラスト法上は、ジョイント・ベンチャーが株

式や資産の移動を伴う場合にはクレイトン法7条(「競争の実質的減殺」をもたらす合併・株式取得を禁止する規定)が適用されるが、ほとんどの場合、ジョイント・ベンチャー本体よりも、その設立と運用に伴う競争者間の協定がシャーマン法1条(不当な「取引の制限」を禁止する規定)に該当するか否かが問われる。今回は、後者の問題に絞って研究を行った。

これらの協定には、ジョイント・ベンチャーが達成しようとする有益な目的を達成するために必要不可欠なものが含まれる反面、単なる競争者間カルテルの偽装や、ジョイント・ベンチャーの目的達成に照らして不必要に競争を制限するものも含まれる。そこで、反トラスト法の適用においては、協定の非難に値する要素と尊重に値する要素とを、いかなる基準、いかなる手順によって識別し、違法判断を行うかが問題となる。この点、米国反トラスト法では、判例法の展開により、協定の表面的な特徴に照らして直ちに違法と判断できる場合(「当然違法」の原則)と、当事者による市場支配力の有無や協定の有益性等を総合的に判断して協定の違法性を決定する場合(「合理の原則」)とが区別されてきた。しかし、近年は、この二分法では判断しがたい事案が増えており、当然違法の原則と合理の原則との区別の流動化ともいえる現象が見られるにいたっている。

今回の研究では、この違法判断の手法の選択に関わる問題について、判決例を中心に検討を加えた。その結果、今日では、協定の性格に応じて重点的に審理されるべき論点を見極める必要があり、したがって、合理の原則と当然違法の原則との区別を絶対視して硬直的な判断を下すべきではないとされていることが判明した。ジョイント・ベンチャーの設立・運用に伴う協定の違法性を判断するに際しても同じことが当てはまる。なお、ジョイント・ベンチャーに関する各論的考察については、立命館法学283号、285号に所収の拙稿を参照いただきたい。

第2に、水平的合併に対する規制の動向についてである。米国反トラスト法上の合併規制は1960年代にピークを迎え、一定の集中度ないし市場占拠率をもたらす合併は、事実上そのことのみで違法としうとする立場が確立された。しかし、その後、シカゴ学派による理論面・実証面からの反論があり、市場占拠率ないし集中度を違法判断において絶対視する立場は、少なくとも反トラスト当局内では後退したといわれる。その具体的な現われが前述の1982年合併ガイドラインであった。今回の研究では、かような反トラスト当局内での理論の転換が、実際の審決・判決例にいかなる形で反映されているのかに関心があった。とりわけ、合併規制は寡占市場における協調行動の予防に重点をおくものとなったといわれてきたが、実際に合併により協調行動が容易となるか否かを、いかなる証拠に基づいて、いかなる手順で判断してきたのが、問題であった。

結論を要約すれば、合併による協調行動容易化を判断するに際して、依然として集中度の統計は重視されているが、ガイドラインの立場を反映して、集中度統計以外の質的指標(参入障壁、製品の同質性、企業の費用関数の類似性、需要の価格弾力性の低さ、取引の頻度と透明性等)を考慮する例も確実に増大していることが判明した。しかし、質的指標のいずれも、そのみでは協調行動の蓋然性を判断する上で絶対的な指標とはなりえず、結局は、合併後に予想される協調行動の具体的なシナリオに照らして各指標に関わる証拠を総合的に判断しているのが実態だということも判明した。合併後の協調行動を予測するための、信頼しうる経済分析の手法が確立されていない現状では、協調行動の予防を目的とする合併規制には不確実性が伴わざるを得ない。この点を、独禁法の解釈・運用においてどのように評価するかは、今後の課題であるといえる。

(みやい・まさあき 経済法)

戦時下のワシントン

大久保史郎

この1月から3月末まで、アメリカン大学ロー・スクールに出かけました。長期・短期をふくめて、これまで何回かのアメリカ生活を経験しましたが、今回のワシントン滞在はイラク戦争に突進する「戦時下の米国」を文字どおり体験し、私にとって、今後の米国の行方を考えるうえで、貴重な、しかし、深刻な材料が与えられることになりました。その一部は朝日新聞4月11日の夕刊(東京版12日夕刊)に掲載しましたが、以下の文章は3月半ばにワシントンで書いたものです。その後、イラク戦争が開始されたことはご承知の通りです。

テロ警戒警報とパニック

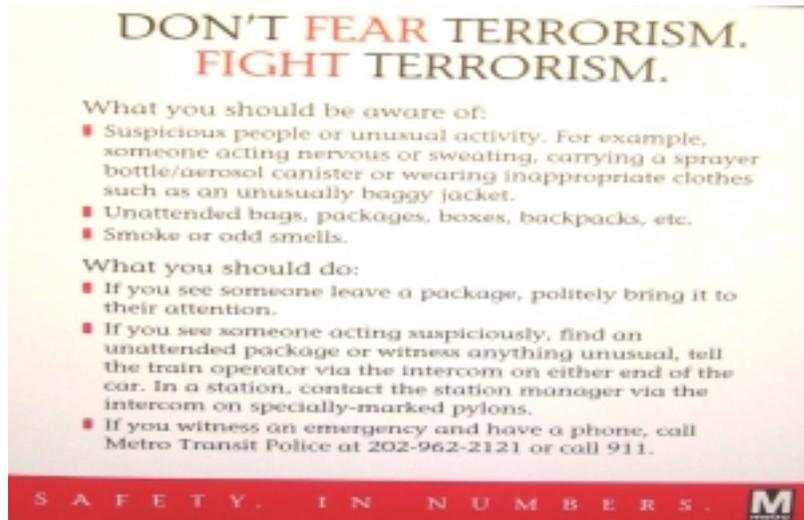
ロースクール側が長期滞在用のホテルを用意してくれましたが、場所は、ホワイト・ハウスまで歩いて20分のDupont・Circle(デュボン街)でした。地下鉄やバスで大学に行くのに便利で、本屋もコーヒー店も多い学生向けの地域です。今年は何年ぶりの寒気厳しい冬になりましたが、その最中の2月中旬(正確には2月7日からで、広がったのは9日から10日)、例の9・11事件以来の二番目に危険

度が高いテロ警戒警報(オレンジ・アラート)が発令されました。レッド「赤」が攻撃発生ないし急迫で、避難開始命令が出ます。これに次ぐ段階がオレンジで、近々にテロ攻撃にありうるということです。何しろ、CIAとFBI長官がそろって、イスラム・テロリスト(およびイラク・フセイン)による生物化学または放射能兵器によるテロ(東部)および核ミサイル攻撃(北朝鮮? 西海岸)が同時にありうるかと警告したのです。各テレビがテロ対策専門家による指導・解説を流し、各家庭は、緊急用に水1ガロンと3日分の食料の確保、さらに、細菌・放射能の侵入を防ぐ対策(?)として、窓ノ地下室ドアを密閉すべしと叫ぶです。テレビの画面にALERTがあらわれ、地下鉄の入口に「警戒警報発令中」とのサインがあり、各車両には、Don't Fear terrorism, Fight Terrorismのポスターが掲げられていました。

オレンジ・アラートのイメージとしては、空襲警報サイレンがなるシーンと想像してください(すこし、大げさか!)。スーパーの棚から、水タンクとプラスチック(ガム・テープ)が消え、これを買求めることで、



アメリカン大学ロー・スクール(Washington College of Law)



地下鉄車両内掲示ポスター

一部地域にパニックが発生し、この混乱が報道されて、さらに混乱をあおることになりました。

仕掛けるのがアルカイダなのか、イラクのフセインなのか。北朝鮮に米国本土を攻撃できるICBMがあるのか。細菌・化学兵器にどのように対処したらよいのか。地下室に閉じこもり、テープをはって、もしもの場合には、空気感染を防ぐ用意をすべし(?)というアドバイスをまじめに受けとめることができるだろうか。いったい、誰が、どのように、何をねらって、攻撃するのか。現実性はあるのか。どのように防ぐのか。アメリカン大学では、どのように学生をまもるのかと学生団体からきかれた大学当局は、苦し紛れに、避難計画はある(これから作る?)と答えたそうです。

これが私の目の前で起きたことです。しかし、治安担当者がこのような情報をただ流すことがいかなる結果を引き起こすのか(その無能さ)、テレビで信用されているアンカーがこの種の報道をまじめな顔をして伝えて、どうするのか(その、無責任さ)。誰もが半信半疑ですが、すごい不安感を与えることになります。「まともにはとれない」、「馬鹿げたこと」と思っても、いまのアメリカ国民

にとって、9.11以降は、ありうると考えざるをえないのです(これがイラク戦争直前の米国の心理状況でした。その後、このアラート・パニックへの批判がおきました)。

戦争をあおるマスコミ

テレビ報道の画一性、好戦性は予想以上で、とくに、CNNとFOX、そしてABCなどがひどく、テレビによる世論操作、情報操作は明らかでした。今の米国には、本土安全保障省が設置され、各州と地域に、軍-治安情報-警察-災害対策等の統一センターが作られています。そして、連日、湾岸に派遣される兵士の訓練-作戦行動の解説、出征兵士と家族の別れの場面が報道されます。毎晩、「イラク侵攻」特集(Invade 侵略という言葉が使われました)が組まれています。戦争反対の発言・意見はごくまれか、片隅に追いやられています。

もちろん、ごく当たり前の日常生活があります。ロ・スクールの学生は重いテキストを背負い、午前2時まであいている図書館で授業の準備をし、深々と冷える校舎の前で、30分おきに出るメトロ(地下鉄)行きのバスを待っています。しかし、生物化学兵器、その病原体の拡散にどのように対処するというのです。もしもの可能性を意識の下に押し隠して、平常心を装

うしかないので。

このキャンペーンは国民を湾岸に派遣された兵士と同じ意識状態にする意図的な仕掛け、事実上の戦争準備と見るべきなのでしょう。このようにして、戦時体制がつけられることがよくわかりました。第二次世界大戦中の市民生活をめぐる番組も登場しました。政府・軍関係者、テレビ・ラジオ・新聞がテロ攻撃の現実的な可能性をくりかえし説くわけです。これが日常化した市民生活を想像してください（先日、衆議院を通過し、成立しようとしている有事法制はこうした状況を作り出すためのものであり、私にとっては、戦時、有事なるものの実体験となりました）。

世界の戦争反対と米国の動揺

2月後半から、世界中に戦争反対のデモ、集会がひろがり、大きな波となりました。ここワシントンでも反戦集会が開催され、また、地下鉄駅前で、ピラ配りが行われはじめました。3月に入って、これを伝える報道、解説に明らかな動揺が見え始めました。フランスとドイツが米国のイラク侵攻に明確に反対であることがテレビで明確に伝えられたのがこの時期です。2月の国務長官パウエル安保理事会における演説に対して、米国のテレビ・新聞では、イラクが大量殺戮兵器を製造

し、隠していることを立派に証明した、よくやったというのが大方の報道です。しかし、実は推測に推測を重ねた一方的な主張であり、現に査察を行っている国連関係者が批判と強い不満を表明し、各国を説得できるものでなかったことはよく知られています。しかし、米国国民の大半、とくに中西部の国民はただ政府を信じ、これにしたがう構図が明瞭でした。

実は、すでに1月末の年頭教書で、アルカイダとフセインは世界のテロの元凶だから、対イラクとの戦争をはじめ、先制攻撃を行わなければ米国と世界の安全が将来にわたって保証できないと公言しています。より正確には、これが昨年九月からの既定路線でした（ブッシュがイラク戦争-第二の湾岸戦争を公言したのは昨年秋の国連総会でした）。政権内では9.11事件直後から計画されていたことです。対イラク戦争を前提にして、後は、そのやり方だけが1月、2月と議論されてきたのです。

だから、ベルリン、ロンドン、パリ、ローマ、マドリッド、そして、東京での反戦集会に対して、こちらの報道は、「なぜ、米国に反対する!？」という論調です。

しかし、反戦の声の世界的なひろがり認めないわけにもいかないし、NYやLA、そし



「攻撃は間近かもしれないと当局が語る」(CNN報道ニュース)



3月15日ワシントン・モニュメント（モール）反戦集会

て、ワシントンでも反対運動が始まりました。こうした国内外での動きが徐々に紹介され始めました。保守シンク・タンクの間ばかりだった解説・インタビューに、中間派（少し冷静な解説）が登場しはじめたのが3月です。米国のテレビでは、CNNをはじめ、政治論議のトーク・ショウが多いのですが、ようやく、大統領の政策を批判する発言が出てきました。第一次湾岸戦争の司令官だったシュワルツコップが対イラク戦争に明確に反対し、クリントン政権の国務長官だったオルブライトがテロとの戦争には国際社会、特に、西欧との同盟関係の維持が必要不可欠なのに、間違ったターゲットに向かっていると批判しました。批判者の意見がようやく登場したわけです。この私でも、オルブライトの意見が新鮮で、説得力があると思えました。3月に入ると、報道・論調の変化は明確になりました。

だが、3月6日のプライム・タイム（全米の夕食時間に合わせた全国放送）の大統領記者会見は、国連決議はどうあっても提出し、世界の前に、事の是非を明らかにするという事実上の戦争宣言でした。各国と国連を脅迫した演説であり、国内的には戦争突入のス

ピーチでした。この直後のテレビ報道は、待っていた戦争がようやくはまるというトーンです。CNNは保守的、好戦的な地方紙の編集長クラスに、明日はどのような紙面づくりをするかと聞く番組を流しました。ところが、翌朝のワシントン・ポストは意外に慎重な論評でした。大統領は単独で戦争に突き進むのではなく、「第二の国連決議をあくまで求める」との見出です（戦争を前提に、各国の支持を取り付けるべしと読むべきなのでしょう）。事実、NYタイムズは社説で、ウォール・ストリート・ジャーナルは解説記事で、「大統領はほぼ戦争を決断」と伝え、そのうえで、「あいも変わらず、なんの新しい証拠も出さないうで、イラクをテロの元凶と断定している」と不満（批判）を述べています。

イラク侵攻の理由

民主党の指導層もようやく、このままでのイラク侵攻に反対を表明しはじめました。もっとも、理由は、核開発を明言する北朝鮮の方が危険なのに、イラクに向うのは矛盾しているなどと、党利的反対という印象がつきまとっています。せいぜい、対イラク戦争を国際的に孤立した形で始めるのはまずく、



3月15日反戦集会（中央舞台）

ブッシュ政権は暴走しているという批判です。こうした微妙な論調の変化は、あきらかに国際世論の影響、それによるアメリカの動揺を示しています。戦争反対の女性陣に押しかけられたヒラリー上院議員（NY）が、米国の市民を守るためになるのだったら、賛成する以外にない、といったそうです。このレベルとはいえ、民主党がともかく反対の線に変化してきたわけです。もっとしっかりした批判はないのか、と問われても、表に出てきません。その理由として、民主党も共和党も、世界に並ぶものがないアメリカの軍力によってこそ世界の「平和と民主主義」が守られる、民衆を抑圧する独裁者をアメリカが倒すことが正義だと固く思い込んでいること、さらに、9.11ショックのために、可能性があればただちに攻撃するべきだという発想と恐怖感が前提になっているからです。

しかし、直ちに湧いてくる疑問は、フセインを打倒する対イラク戦争によって、米国はより安全になるのか。アメリカにとって、ますます危険が増大しないか。いつまで、占領し続けるのか。どのくらいの費用がかかるのか。イラクの占領計画を具体的にもっているのか。中東の政治的安定をどのように実現するか、その戦略はあるのか。長く経済制裁下におかれたフセインのイラクが現実に米

国の脅威になっていることを説明できるのか。真の敵である世界のテロリズムとの戦争なのか、単なる石油のためではないのか、などです。不思議なことに、ブッシュは、危険性は増すが、攻撃こそが最大の防御といい、占領は数年では終わらないといい、戦費がどうなるかも説明できないし、中東の政治的安定も簡単ではないと公言するのです。フセインのイラクは米国にとって真の現実的脅威であるといい、大量破壊兵器の保持、その危険性は戦争をやったらはっきりするということです（いま、どういう脅威かが具体的に証明できないということです）。結局、フセイン政権は自国民を抑圧し、その国民が自力で打倒できない以上、米国が打倒し、イラク国民を解放する正義の戦争であるという説明です。これがどうしてイラク侵攻の理由になる



3月15日反戦集会

のかわかりません。7割をこえる米国国民が納得できるかが私にはわかりません。当初の最大の理由だったはずのテロリストとの関係や大量破壊兵器の所持は消えて、解放・民主化が最終段階での理由となりました（イラクでのフセイン政権の打倒と戦闘の終結した段階でも、大量破壊兵器は発見されていません。国際社会に説明できる戦争の大義—理由はなかったこととなります）。

ブッシュ政権の体質

言えることは、ブッシュ政権は、9.11を転機にして、地球的規模の戦争を続けることを公言し、それ以外に、政策的な選択肢をもたないことです。テロとの戦争はやるか、やられるかだというわけです。やくざの抗争ではあるまいし、まともな対テロ戦略とも思えません。他国や他者との交渉や調整の余地をもたない、そのつもりがない政権という以外にありません。滞在中に強く感じたのは、現在の米国が軍勢力・破壊力では強くても、政治的な対応力がなく、それだけに、戦略的な見通しにおいて極めて主観的で、不安定な政権だということです。実力者といわれるチェイニ副大統領もラムズフェルド国防長官も力だけのタカ派であっても、世界を説得する政

治家ではないということです。パウエル国務長官は一部に期待がかけられましたが、現場あがりの軍人として、戦争の現実に対するリアリティをもつことはあっても、国際協調の信念を求めるのは無理というものです。この頃のインタビューでは、大統領がこのように言っている、というばかりでした。むしろ、パウエルは国連及び議会で嘘をついたから弾劾すべき、という新聞全面広告が出て、驚きました（その背景はわかりません）。肝心のミスター・ブッシュは、しゃべればしゃべるほど、国際的支援を失っていく、言葉に伸びやかさや夢がなく、戦争をするというだけで、理由もどのように進めるかの説明もありません。彼の演説に対して、何とかならないかという直接的な不満もこの時期には識者の中から出てきました。しかし、結論だけの単純な問答ぶりが国民に好感を与えているというのです。

一國主義の米国

しかし、戦争をする以外に選択肢をもたないという政権であるとしたらやっかいです。3月に入って、これだけの軍隊を動員した以上、このまま、進む以外の道はなくなりました。もし、止めたら、彼らのすべての権力、



ホワイト・ハウス遠景

地位が崩壊します。父親の再選失敗いらい、再選だけに向かってきた集団であって、政策の幅、展開力がありません。言うところの世界的規模の対テロ戦争であるとしても、これをどのように進めるかについての戦略的構図がなく、ある種の信念—思いこみだけが目立ちます。私には、このブッシュ政権は極めて不安定で、それだけ危険な存在のように思えます。

3月9日のNYタイムズ社説は国際的支持のない戦争に反対するとしていましたが、同じ9日のワシントン・ポストはイラク侵攻支持を表明したうえで、「国連におけるイラク問題の討議は、いまや、イラクを武装解除するか否かではなくなった。ロシア・フランスは米国の地球的役割を論議の対象にし、イラク問題を利用して、国際的危機に対しては米国に頼らざるをえない軍事的力によってではなく、国連安保理事会によってのみ打開すべきであると主張している。だが、イラクへの武力行使に反対することは、比類なき米国の力そのものに反対することである」とまで述べています。ある評論は、こうした米国と世界の間を「世界はアメリカをおそれ、アメリカは世界をおそれている。世界はこの二つに分裂している」と語りました。言いえて、妙です。

思考停止・夢遊病者の米国民

現在のアメリカ国民の意識状況をどのようにとらえたらよいのでしょうか。もっとも的を射ている指摘として、次のような論評、警鐘があります。こういっています。「この間の「戦争論議」の特徴は、国民が、何かがおきることを予感し、そして、心配するだけである。何をするわけでもなく、ただ無為に時間を送っている状態になっている。9.11事件、タンソ菌事件、狙撃事件、テロ緊急警戒警報、そして、例年にない大雪で仕事ができなくなったこと、こうした事件が続き、その都度、事柄が終わってから、ああ、何とか生きてきたな、とつぶやいている。これが現状だ」というのです。

民主党長老(85歳)バード上院議員が同様

の警鐘を鳴らしています。彼は、イラク戦争の反対と現状を憂えて、議場で、「米国民はまったくの夢遊病患者になっている」と発言しています。9.11ショックというべきなのだろうか、テロとの戦いをどうしたらよいか、見当がつかなくて、茫然自失の状態のまま、ただ、歩いているだけになっているというのです。

これが戦時下における人間の生活、行動というものというべきかもしれません。戦争を止めることなど、思いもよらず、一見、平和な日常生活と内心における戦争への恐怖の狭間に、日々を過ごしているわけです。しかし、今一步、たちいると、近親者を戦場に送っている民衆がもつ微妙かつ複雑な気持ちにぶつかります。いま、湾岸に送られている30万米兵のほとんどは中流以下、貧しい層の若者であり、家族の生活保障(戦病死に対する遺族補償も)および、退役後の進学奨学金のために、軍に入ります。他方で、政治家や大学の先生の子供で軍に行っているものはいないのです。

これからの現実

こうした米国の戦争構造をどのようにとらえたらよいのでしょうか。フセイン政権を打倒したとしても、占領を続け、最低10万の米兵が10年間、あの中東に駐屯するそうです。これを民主主義的な選挙によって選出された大統領が命令し、また、この戦争を通じて、再選を目指すとするれば、そのメカニズムがいかなるものかを考えないわけにはいきません。2年ごと、4年ごとの選挙をくりぬけながら、その都度、国民的盛り上がり 世論動向を誘導し、戦争を実行するメカニズムがあるわけです。戦争による悲惨な犠牲や、他国を侵略し、占領することがいかなる結果を自国民に引き起こすか。こうした事態に直面しない限り、戦争マシンを止められないとするれば、これほどの悲劇はありません。人類は戦争の20世紀から何事も学ばなかったことになり、また、米国があのだベトナム戦争を忘れてしまった、ということなのかもしれません。(おおくぼ・しろう 憲法)

新任の挨拶 前半(次号後半有り)

33号掲載	大垣 尚志	品谷 篤哉	須藤 陽子	西村めぐみ
	高橋 直人	本山 敦	山田 泰弘	
34号掲載予定	倉田 玲	酒井 一	段林 和江	中村 康江
	本田 稔	宮脇 正晴	森下 弘	

金融と法

大垣 尚司

「ミズホ」になるというので長年世話になった興銀を辞めてアクサ生命保険の役員をやっていた一昨年の冬のことである。三木先生がオフィスにいらして、国際課税フォーラムで金融と税について話せとおっしゃる。税法は門外漢だが、聞いた限りではちょっとした研究会のようなので、「租税回避への知的衝動が如何に金融技術を発展させたかという話でもしますか」と軽いノリで引き受けてしまった。

当日、京都に生まれ育ちながら一度も入ったことのなかった衣笠キャンパスに足を踏み入れ、まず随分小奇麗なのに驚いた。次に金子先生を始めとする錚々たる参加者と重厚な雰囲気再度驚いた。ヤバイと思いつつ今更話を変えられぬ。後から、金子先生に「あなたのおっしゃるタックス・アービトラージは裁定取引というより鞘取りですな」といわれて冷や汗をかいた。

これが立命館との出会いである。

会議の後、京都の実家に祖母と母を残しているという話をしていたら、三木先生が様子を見に帰るついでに立命館で教えてみないかとおっしゃる。まただまされるかもとは思いつつ、抗い得ない魅力を感じた。

実はこのところの金融業界の教育能力の低下をかねて問題と思っていた。また、金融工



学の顕学が簡単なことをやたらと難しく説明するものだから、もともと文系出身者の多い金融マンの、それでさえ萎えている自信がさらに揺らいでいることにも片腹痛い思いを有してきた。

「リーガル・エンジニアリング」と嘯いて長年仕組屋稼業をやってきた身としては、文系のための高度先端金融技術指南といったものをどうしてもやってみたかったのである。

こうして『金融と法』の講義が始まった。今年からは教授の肩書きも頂戴して大学院の授業の他、東京では社会人向けに公開講座を持たせていただいている。こちらの受講者は各界の兵ぞろいで真剣勝負の楽しみがある。

少し前、40歳を過ぎたところで、証券

化のビジネスモデルを実践する、「住」と金融のあり方を追求する、人を育てる、という3つの目標を欲張って掲げた。

は、証券化がもはや宇宙ロケット開発の段階から「カローラ」開発の段階に入ったとの認識による。

は、ピーター・ドラッカーに指摘されるまでもなく、21世紀前半の日本を間違いなく規定する少子高齢化現象の下で、金融が取り組まねばならない最重要課題である。

教授就任にあたっては、この2つを実践するために兼職を認めていただいた。5月からは証券化制度を活用した日本初のモーゲージバンクの代表執行役に就任する予定である。

まだまだトンネルの中を走り続けなければならぬ日本において、結局、最終最強の国富は人材である。実務家として現在進行形でもがいている自分自身の悩みも曝け出しながら、微力ながら立命館において目標を實踐できればと考えている。

こんな人間なので、率直なところ法学部の教員という点からみた資質には大いに疑問がある。先輩・同僚の皆さんのご指導ご鞭撻を心よりお願い申し上げて新任のご挨拶とさせていただきます。

どうかよろしくお願い申し上げます。

(おおがき・ひさし 金融と法)

印象と感想

品谷 篤哉

4月1日付で着任した品谷です。ご挨拶を兼ねて、着任前に持っていた本学法学部の印象と、着任後1か月の感想等を記してみたいと存じます。

前任校では法科大学院設置委員会の委員を務めていました。法科大学院に関する様々な講演会やシンポジウムに出席する機会があり、本学の連続シンポジウムにも第2回と第4回に出席しました。3年前に開催された第2回シンポジウムへの出席が、本学への最初の訪問です。そこで受けた第一印象は、きびきびした大学というものです。若手・年輩を問わず、報告や司会の先生方は各自の担当をそつなくこなし、緊張感を保ちながらプログラムが進行します。総括責任者の優れたコーディネーターや担当者間の綿密な打ち合わせ等に裏付けられていたと推測しますが、お一人お一人の個性を損ねずに全体として一つのまとまりを示されていたのは、これまであまり見たことがありませんでした。法人学説になぞらえれば、教授団実在説のようです。2日間のシンポジウムからうかがわれたファカル



ティの一体感は、報告や議論の内容にも増して強く印象に残っています。

こうした印象は前任校以外の大学に関する自己の見聞の乏しさに起因すると考えていました。前任校に生ぬるさが横溢し危機意識が欠如しているからそのように感じられるのであり、他大学はどこもきびきびしているとの考えです。けれども第4回シンポジウム後のレセプションで、この考えの誤りが判明しました。他大学の年輩の先生が、本学のきびきびした一体感をうらやむ趣旨のスピーチをさ

れたのです。本学について私の持っていた印象は、どうやら私だけのものではないようです。法科大学院に関する取り組みの素早さと相俟って、本学の法科大学院構想は他大学から多くの注目を集めていたことでしょう。もちろん私も注目する一人でした。

ところが4月1日を境に、注目する立場にいたはずの私が、注目される側に廻りました。転任が決まってから着任までの間、本学の仕事が私にこなせるのか、少なからぬ不安を感じていました。現在も心許ない限りです。会議に出席すると、分野を問わず、数多くの優れた業績を残されている著名な先生が何人も並んでおられます。本学出身のヴァイタリティあふれる実務家の方々も出席されています。そのような中で自分には何ができるだろうか。思いをめぐらせると、自己の浅学非才を改めて痛感するばかりです。

ただしすでに着任している以上、無能を嘆いてばかりではいられず、また焦って器用さを装ってみても良い結果は得られません。月並み

ですが、省察を重ねながら少しずつ仕事を進め、一つ一つの仕事を通じて本学法学部への理解を深めるとともに、私への理解も深めてもらえるように努力するほかありません。ファカルティの構成員として恥ずかしくないよう、私が現在なすべきは、先生方の仕事を拝見しながら仕事を覚えていくことと思われま。もっとも私の観察能力は乏しく、先生方の仕事ぶりから汲むべきであるにもかかわらず、示唆を吸収しないままのことも少なくありません。そのような場合には先生方からたしなめてもらわない限り、私の言行は改まらないでしょう。大人の世界で直接的に注意を与えるのを躊躇われる先生方も多いかと存じますが、後継者養成として現役法曹からの指導を法科大学院の学生が受けるのと同様に、諸先生方からのご指導を賜ることができれば幸甚この上ございません。ご懇篤なご教示・ご鞭撻をお願いして、ご挨拶とさせていただきます。

(しなたに・とくや 証券取引法/商法)

ご挨拶に代えて

—最近の関心事—

須藤 陽子

ここ7~8年近く、仕事絡みでしか海外に出かけたことがない。仕事の終わった後に「ちょっとのんびりしたい」と思って滞在を延ばしても、今更観光したいところもなく単なる散歩にとどまり、大学図書館とホテルを往復して1~2週間が過ぎてしまう。「海外で純粋にバカンスを楽しみたい」。これが私の切なる願いであるが、貧乏性のため、つい、「来たからには何かを学んで帰らなければ」と思ってしまう。

私は、どういうわけか、世の中の大きな変わり目を自宅を迎えることができならしい。あるいは、テレビが自宅にない時期と重なったりする。そのため、変わり目を他の人よりも遅れ



て知ることになる。海外に滞在していたため、昭和天皇の病中・崩御のときも、ベルリンの壁が崩壊したときも、湾岸戦争でバ

トリオットが登場したときも、そして今回のバグダット攻撃開始のときも、しばらく私は知らずにいた。今回、厚生労働省出身の同僚の先生と在ドイツ日本大使館一等書記官と一緒に調査旅行だったのだが、彼らはもちろん攻撃開始を知っていた。私も緊迫した情勢であることは知っていたのだが、攻撃が開始されれば一等書記官は調査を中止してベルリンへ帰ると言うであろうと、のんきに構えていたのである。

今年3月のドイツ行きは、「スペシャル・ケア・ユニットの国際比較研究」のためであった。法律家にとって、老人福祉領域で用いられる「スペシャル・ケア・ユニット」なる語は耳新しいものであるに違いない。私とてその概念を他者に説明する自信はないが、調査の眼目は、痴呆性老人を従来型施設の処遇とは異なった小規模単位で処遇する試み（日本でいえばグループ・ホームが最も近い）と介護保険制度との関係にあった。あらかじめお断りをすれば、私の本来の専門は行政法の中でも特に古典的な警察法領域で生成・発展した「比例原則」であって、給付行政とはほとんど接点がない。にもかかわらず、前任校が厚生労働省から受託していた研究プロジェクトの関係で（ドイツ語を研究に使用する福祉の専門家が学内にいなかったため）、ここ4年間に4回ドイツに渡り、様々な機関の人々に老人介護の問題を尋ね、老人福祉施設を訪れる機会を得た。正直に言えば、過去3回の調査では、大学の仕事として報告書を書く材料を集める旅行と割り切っていたのだが、今回は、行政強制を最近の研究テーマとする私にとって非常に興味深い「拘束」に関する説明を施設で聞き、また、連邦保健省、州保健省を訪れ、施設建設に係る補助金支出の考え方の違いをディスカッションし、行政法研究者としてワクワクすることが多く、おもしろい、楽しいと、初めて感じられた専門外調査旅行であった。おもしろい、と感じたことを少々ご紹介したい。

ドイツ法の下では、鍵をかけた部屋に精神障害者を入れておくには裁判官の許可が必要

である。これはよく知られたことである。それでは痴呆性老人にあってはどうだろうか。やはり必要である。転倒防止のために車椅子にベルトで身体を縛ることも、落下防止のためにベットに柵を設けることも、大人しく座らせておくために一人で動かせない重い机を車椅子の前に置くことも、身体の「拘束」とみなされ裁判官の許可が必要であるとされる。裁判官は必ず現場を訪れ実態を確かめたうえで決定する。「拘束」に該当するか否かの基準は裁判官ごと、地区（州ではなくて地区！）ごとによって異なると施設長はいう。はて、なぜ違っているのだろうか？グループ・ホームでは入り口に常時「鍵」をかけておくことができない。なぜならグループ・ホームは老人にとってあくまで個人の「住居」であって（日本では施設の種類であるが）、自己の意思で「住居」から出て行こうとすることを他者が妨げることは許されないからである（施設であれば入り口に鍵をかけることは許される）。

さて、日本では施設職員が老人を「縛る」処遇は珍しくない。なぜそれが普通のように行われているのか。公立の施設でもやはり「縛る」。家族が承諾すれば本人が嫌がっても縛っていいのだろうか。「人手が足りないから」という理由以外に、法律家を納得させるだけの理論構成が可能だろうか。実は、ドイツ人に日本の現状をうまく説明できなかった。日本国憲法では身体を拘束することは禁じられているはずであり、禁じられていることが普通に行われていることをうまく説明できなかったのである。帰りの飛行機の中で考えてみたがうまい説明がみつからず、今日にいたっている。もっとも、ドイツから帰国してすぐ、3日間で研究室の引越しと自宅の引越しを一人ですべて片付け、帰国一週間後の3月31日から立命館大学で忙しい日々を過ごしているため、ゆっくり考えたことがない。今年一年、ドイツ法の資料を集めて京都で考え続けてみようと思っている。諸先生方のご教示を頂ければ幸いである。

（すとう・ようこ 行政法）

ご挨拶と今後の抱負

西村 めぐみ

この4月より、7年間奉職しました二松学舎大学国際政治経済学部を辞して、本学部に着任いたしました。1980年に、早稲田大学法学部に入学するために、東京に居を定めていた23年ぶりの関西での生活となります。四方に山を見渡せる京都の生活は、やはり落ち着いたものを感じることが出来ます。歴史と伝統ある本学の発展のために、たいへん微力ではございますが、力を尽くして職責を果たしていきたいと考えておりますので、どうか未永くご指導ご鞭撻いただきますよう、よろしく願いいたします。

このたびご挨拶の機会をいただきましたことを契機に、私の現在の研究関心について、若干、触れさせていただきたいと思えます。私は、過去数年、ヨーロッパ安全保障協力機構(OSCE)を中心とした旧共産諸国への改革援助、東欧を含めたヨーロッパの新しい安全保障体制の構築について研究をまいりました。その過程で、何度かグルジア、アルメニア、アゼルバイジャンなどのコーカサス地域の紛争地帯に足を運び、コーカサスの歴史と1989年以降の政治変動に大変興味を持ち、現在、先進諸国や国際機構のコーカサスへの民主化支援について分析するという研究を手がけています。

また2000年4月から7月まで、国際交流基金から研究資金を得て、わずか4ヶ月でしたが、グルジアとアルメニアで研究できたのは、大変興味深い経験でした。共産主義後の民主化とは名ばかりの貧困と人権侵害が蔓延している事実も目の当たりにしました。

また紛争地帯の治安維持に当たっている国連グルジア監視団の一員として加わっていた



若い韓国人将校と知り合い、彼らに、ロシアとの国境まで、車で案内してもらい、すばらしいコーカサスの山岳地帯の風景を楽しみました。ロシアとの国境検問所で、後1時間も車を運転すれば、グロズヌイ(チェチェン共和国の首都)だと言われ、改めてグルジアの置かれた位置づけを認識した次第です。

現在は、上記研究について、早く何らかの形で、まとまった研究として成果を出したいと思っていますと同時に、研究の途上で知った、国際赤十字委員会による世界的な紛争地帯での社会調査People on Warの調査報告の日本語訳を出版することができないかと可能性を探っています。また同時に、私も、もう少し専門的に社会調査法を勉強し直し、同様の調査を今後10年の内に行っていきたいと考えています。

大変たくさんの方の計画と夢を述べさせていただきましたが、今後の本学での教育研究生活を少しでも充実したものにしていきたいと考えている次第です。

(にしむら・めぐみ 国際政治学)

これから

早々と2ヶ月が過ぎてー

高橋 直人

私は、西洋法史という「史」の付く学問を専門にしている。そのため、日頃は現在の出来事よりも過去の出来事について書く機会の方が多いかもしれない。しかしながら、同じく広義の過去に属する事柄ではあれ、自らの「これまで」について語ろうとすると、にわかに筆が進まなくなってしまう。それでも私という人間を少しでも知っていただければということで、今までに歩んできた短い研究生生活について振り返り、これを新任のご挨拶に代えさせていただこうと思う。なお以下の文章は、必ずしも学問的・論理的なそれとしては書かれていないため、雑駁な表現や情緒的に過ぎる表現も所々に見られることを、予めお詫びしておきたい。

コインに表と裏があるように、物事にはいくつもの側面がある。表側だけではなく裏側の微妙な凹凸も注意深く観察することにより、全体としての特徴をいっそう細かに把握できるのは、何もコインに限った話ではない。私はいわば、刑事法史の分野において「コインの裏側」に光を当てるといふ試みに挑戦している。もう少し具体的にいえば、ドイツ近代刑事法(学)の成立・変遷の過程を、そこにみられる「重層性」あるいは「多面性」を意識しつつ、従来取り上げられなかった多様な角度から再検討してゆく、という作業に取り組んでいる。数年前までは、啓蒙期の法典編纂史を中心に論文を発表してきた。その際、必要な範囲で魔女裁判や絶対主義の研究にも手を染めたことがある。最近の研究テーマは、近代ドイツ刑事法学の学問としてのあり方(法学観、教育・研究の方法、研究と実務との関わり方など)や、当時の刑事法学の担い手となった刑法家たちの人間像その他を、実証的に明らかにしてゆくことで



ある。このテーマを選んだのは、ひとつには「学問(Wissenschaft)としての刑事法学とは何か」ということを、歴史的な観点から自分なりに問い直してみる必要を以前から感じていたからであった。そして、もうひとつのきっかけというのが、前出の「コインの裏側」も見たいという、天の邪鬼的な知的好奇心に他ならない。かのフォイエルバッハこそが「ドイツ近代刑法学の父」であるという支配的見解には、私も基本的に賛同している。だがこれは、コインの表側に属する事柄である。他方で、彼とは別の刑法家にも光を当てたとき、当時の刑事法学の世界の違った側面がどのように立ち現れるのだろうか、私の中で何かが頭をもたげてくる。特に最近では、近代ドイツ刑事法学成立期の刑法家たちを取り巻く「知的環境」あるいは「学問上の空気」のようなものを、全体として理解してゆくことが不可欠だと考えている。

これまでの研究生生活を振り返ったとき、感謝と共に思い起こされるのは、恩師の岩野英夫先生(同志社大学)をはじめとする諸先生方からの温かいご指導である。ODの頃やその後の非常勤の頃、何度か精神的に相当参っ

ていた時期があった。そんな折、岩野先生がかけてくださった励ましの言葉にはいつも勇気づけられた。また法制史学会、とりわけ近畿部会の方々からも色々と助けていただいた。大学院時代の先輩や後輩、同期の皆さんからも学問的に様々な刺激を受けた。これらの後押しがなかったなら、私はとっくの昔に挫折していたかもしれない。今度は私が、多くの御恩に対し、微力ながらも報いる番である。

る。そのために今の私にできることといえば、この立命館大学で研究と教育に情熱を傾けることに他ならない。情熱だなどと、柄にもなく熱く語ってしまったが、ともかく、三十路ではあれ「新」社会人の私にとって大切なことは、まずは「これから」の精進に違いない。

(たかはし・なおと 西洋法史)

京都漂流

本山 敦

学部4年、大学院修士課程2年、同博士課程3年、あわせて最低9年を経て、研究者になるのが一般的である。このうち、学部4年は「お勉強」で、院生になってからが「研究」である。もっとも、近時は、学問が高度化したせい、それとも学力低下の影響か、修士課程は勉強から研究への移行期間であり、研究者のタマゴと名乗れるのは博士課程に進学してからだろう。

さて、私事に亘る。私は、民法>家族法の担当者として本学に着任した。しかし、私は、文学部哲学科(美学・美術史系)出身で、法学部教育を受けていない。ちなみに、卒論は、'Liberte guidant le peuple d'Eugene Delacroix'(ウージェーヌ・ドラクロワの民衆を導く自由の女神)というものだったが、読者各位の興味を惹く由もないので、説明は割愛させていただく。

本稿執筆に際して、学部時代の成績証明書を取り出してみた。一般教育科目の「政治学(4単位)」を履修し、「良」評価を受けている。その他の法学・政治学系科目を履修した記録は一切ない。上述の政治学にしても、



いわゆる楽勝科目として、ほとんどの新生が先輩の言に従い履修登録したにすぎない。その講義に出席した記憶はもちろんなく、担当教員の氏名はおろか、姿形も覚えていない。それでも、成績がついているのだから、期末試験を受けるか、レポートを提出するかははずである。が、それすら忘却の彼方である。

「法学概論」、「法哲学」、「憲法」といった科目も当然用意されていたはずだが、おそらく楽勝ではなかったのだろう。もっとも、それらの科目を何かの間違えて履修し、

さらに講義に出る過ちを重ねていたら、後に法学者になろうと思わなかったかもしれない。人生、何が幸いするか分らない。

学部卒業後、会社勤めを経て、思うところあって修士課程に社会人入学し、民法を学び始めた。修士課程入学当初は、いずれ修士号を得たら、外資系企業にでも職を得るつもりだった。ところが、将来展望もないのに博士課程に進学し、研究者を目指すことになった。修士論文に若干手を入れ活字にしたのが、第1論文(「フランスの人工生殖親子関係法について」学習院大学大学院法学研究科法学論集6号)である。もっとも、米倉明先生のお目に触れることがあれば、「知的クズ」(「どういう論文が『よい』のか」タートンヌマン1号5頁)とのお言葉を頂戴しかねないしろものであるが。

運だけで生きてきた証拠に、博士課程2年目で前任校に職を得るといふ僥倖に遭遇した。つまり、充分な蓄積もなく研究者となった。そのため、以来5年目に入りながら、自

転車操業を続けている。

丸4年勤務した前任校は、中堅私大法学部で、例によって少子化やら法科大学院で揺れていた。待遇が徐々に切り下げられ、空気は荒廃し、有能な教員から抜けていった。この点、大学も企業と何ら変わらない。私の採用面接を担当した教授3人のうち2人が移籍するに及んだ。そのような折に、本学から招請を受けた。喜びの反面、不安もあった。なぜなら、出身校、前任校は、学生総数がそれぞれ6千人、1万1千人の小規模校、中規模校であり、本学のような大規模校の様子が判然としなかったからである。そして、落ち着いたと言える心持ちには、まだ至っていない。ところで、写真家の藤原新也は、「メシ屋は小さいほどまい。大きなメシ屋にロクな店はない」云々とどこかに書いていたが、こんなことだけは覚えているのである。大学はどうなのだろうか?これから、古都の生活とともに、ゆっくり味わいたいと思っている。

(もとやま・あつし 民法)

立命館に出る杭は...

山田 泰弘

この4月より立命館大学法学部でお世話になることが決まり、研究会や学会でご指導くださっている先生方にそのことを報告する機会に恵まれた。法学部創立以来1世紀を数え2世紀目に入るという伝統校への移籍をどなたも我がことのように喜んでくれた。しかし同時に、どなたも「あそこは大変だが、そこで生き残れば、研究者・教育者としても相当な成長だ」と我がことのように心配しながらも、激励してくださった。

立命館アジア太平洋大学の立ち上げや、U



BC(ブリティッシュ・コロンビア大学)との共同プログラムでの語学学習など、立命館の先進的で特徴のある取り組みを評価する声も多く聞く。大学での教育が役に立たないといわれる中で、「学生が成長する大学」との評判があり、学生のニーズを満たし、学生の満足度も高く、「勝ち組」の代表格のようにメディアでは扱われていた。学生の満足度が高いということは、その分、教員が大変であることを示すのであろうと漠然と感じていただけであり、具体的に、何が学生を成長させるのか、自分がどのようにかかわるのかといったイメージは持ち合わせなかった。

立命館大学への着任以来2ヶ月が経過しようとしている。コンサートを思わせるような入学式歓迎イベントや理事の先生方がオーロラビジョンに映し出される入学式に驚いてから、それほど時間が経過したのかと感慨も覚える。もっとも右も左もわからない新任の状況で、講義の準備などを行い、日々の仕事をこなすことで時間が過ぎたような気がする。何が学生を成長させるのかという疑問に対する答えは複数存在するであろうが、その一つは理解できたように思っている。立命館に在籍経験のある方々には、所与のことであると思われるが、字面だけでない「全構成員自治」がよい意味で生かされていることがそれである。学生が、教育サービスを受ける「お客様」ではなく、ともに大学教育を担うメンバーとして様々な場面で活躍する姿には、驚きを通り越して感嘆している。主体的に活動することに勝る学習はない。彼(女)らの活動を見ていて、それを実感している。まだまだ未熟であるが、自身の研究を伝え、彼(女)らの「学びたい」という気持ちに火を付け、彼(女)らの要求に応えるべく、精進を重ねていきたい。

話が研究に及んだ。研究は、株主代表訴訟制度を主たるテーマとしてきた。会社の経営者(取締役・執行役)が義務違反行為により会社に損害を与える場合、会社の損害が補填されなければ、出資者である株主は終局的に損害を被る。同時にこのような状態を放置することは正義が完全に機能不全となる。株主代表訴訟制度はこの点が問題であるとして、イギリスやアメリカにおいて裁判所が株主に救済を認めることで誕生し、判例の積み重ねで明確化した。日本では法定の権利として株主代表訴訟提起権が存在するが、会社を取り巻くStakeholderの数は多く、経営者の責任追究についても意見や利害の対立が生じる。その調整手段をどうするかが問題であり、様々な方法が考えられるだけに、各国の法制度は異なる(博士論文『株主代表訴訟の法理』(2000年))。日本においても株主代表訴訟制度は改革の俎上にあり、さらに研究を進めていきたい。もちろん商法の他のテーマについても研究の幅を広げていきたい。

前任校の高崎経済大学では、3年間という決して長いとはいえない在籍期間だったが、大学院を出た後の私を見守り、指導して下さるよい同僚に恵まれた。立命館への移籍に当たり、多くの先生方が出席する歓送会も開いてくださり、心から感謝している。その歓送会の場で立命館出身の先生に次のようにいわれた。「何はともあれ、『出しゃばり』といわれるぐらい積極的に行動しなさい。出る杭は歓迎され、評価されるのが立命館だから」と。いつか私も「出る杭」として評価されるよう、「出しゃばって」いきたいと考えている。

(やまだ・よしひろ 商法)

学術交流・研究活動（2003年3月～5月）

- 03年3月18日 法政研究会：ユトレヒト大学法学部教授エウッド・ホンデュウス氏
「オランダにおける法曹教育」
- 03年3月22日 国際学術交流研究会：ユトレヒト大学法学部教授エウッド・ホンデュウス氏
「EUにおける民法の調和と発展」通訳 小林貴誉志氏
- 03年3月28日 人文科学研究所国際課税研究会：朱 曄氏
「現行中国相続法制の概要及び問題点解決策」
- 03年4月26日 立命館土曜講座：大久保史郎氏「北東アジアの平和・安全保障と日本」
- 03年5月8日 国際学術交流研究会：ミュンスター大学法学部教授クラウス・ベアス氏
「ドイツにおける経済犯罪の動向」通訳 松宮孝明氏
- 03年5月18日 国際学術交流研究会：カリフォルニア州立大学
ヘイスティングス・ロースクール教授リチャード・マーカス氏
「規則制定による改革？」通訳 堀田秀吾氏
- 03年5月24日 立命館土曜講座：山本岩夫氏「あるハパ劇作家の活躍
日系アメリカ文化の新しい動き」
- 03年5月27日 国際学術交流研究会：コンスタンツ大学法学部教授・副学長
アストリッド・シュタットラー氏「民事訴訟と情報技術」通訳 出口雅久氏

法学部定例研究会：法政研究会/公法研究会/民事法研究会/政治学研究会・刑事法研究会
学術研究プロジェクト：

基盤研究A「現代韓国の安全保障・治安法制の実証的研究」

基盤研究B「グローバリゼーション時代の「人間の安全保障」構築に関する憲法学的研究

基盤研究S「グローバリゼーション時代における国際犯罪と人間の安全保障に関する
総合研究」

人文科学研究所：近代日本史思想史研究会

国際地域研究所：東アジアの和解と平和研究会

国際言語文化研究所：アイデンティティ研究会/日系文化研究会

立命館大学法学部ニューズレター

第33号（2003年6月）

編集：立命館大学法学部ニューズレター編集委員会

発行：立命館大学法学部研究委員会・立命館大学法学会

京都市北区等持院北町5-6-1

TEL. 075-465-1111(代) / FAX 075-465-8294

<http://www.lex.ritsumei.ac.jp/>